

【 組織・役員体制の見直し案 】

(1) 班制度の導入

- ① 会員 10 人～20 人程度の班を設け、任期 1 年の班長を選出する。
- ② 班長の任務は、自治会費の集金、回覧板のとりまとめ、自治会だより等のチラシ配付とし、役員会出席は任意とする。また、専門部会に所属するが会議や行事への参加はできる範囲での協力とし義務付けない。
- ③ 班長はあらかじめ作成したリストにより順番に就任する。リストは年齢や健康状態など各会員の事情を考慮し、リストから除く人を含め決して無理のないように班全員の了解を得て作成、数年ごとに見直しをする。各会員の事情の変化もあるので順番の交代にも柔軟に対応する。

(2) 役員会

- ① 副会長は数名（3～5 名）選出し、会長とともに各班、専門部を分担して補佐する。会計は専担とする。
- ② 役員会は年 2～3 回程度の開催とし、必要に応じて専門部会を開催する。

(3) その他

- ① 回覧板は 1 班 1 回覧板とし、長期不在等事情のある会員には直接配付する。
- ② 自治会費の集金で希望する会員には銀行振り込みができるようにする。
- ③ 班割案は裏面のとおりだが、会員数の増減に応じて適切な時期に見直す。
- ④ 今度中に成案を経て、2025 年度から会則を改正し実施する。

以上